

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 9. 20

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

選挙運動期間ではない時には “UCC”を利用した選挙運動が禁止されます。

- ◎ 何人(なんびと)も選挙運動期間ではない時には“UCC”を利用した選挙運動は出来ず、選挙運動を禁止されている人は選挙運動期間中にもできません。

選挙運動を行うことができる人は選挙運動期間中、特定政党や候補者の選挙運動のための UCC を制作してインターネット自由掲示板などに掲示したり“選挙運動情報”であることを明示して電子メール(e-mail)で伝送できます。

しかし、選挙運動期間ではない時には何人(なんびと)も政党または立候補予定者などに対する支持・反対など選挙運動内容を掲示・伝送する行為はできません。

UCC とは、User Created Contents の略字で使用者が直接制作したコンテンツを言いますが、米国では一般的に UGC(User Generated Contents)で知られています。

[個人ブログや特定政治家ファンクラブ ホームページでの運用基準]

- ▶ 個人またはファンクラブ ホームページの管理運営者がそのホームページに特定立候補予定者に関する経歴、政策、活動に関する UCC 物を掲示するのは、その個人またはファンクラブの単純な政治的意思表示行為とみなし、さし支えありません。
- ▶ ファンクラブ ホームページにその会員などが該当立候補予定者に関する UCC 物を掲示することはさし支えありませんが、選挙運動期間前に選挙での支持を勧めるなどの選挙運動に関する内容を掲示することはできません。

在外選挙ホームページ(ok.nec.go.kr)が
オープンしました。